

平成30年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名: 温暖化対策課
 担当名: 計画制度・排出量取引担当
 内線: 3043 (単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B9	目標設定型排出量取引制度の運用安定化事業			一般会計	総務費	環境費	環境保全推進費	事業活動地球温暖化対策費	
事業期間	平成30年度～平成30年度	根拠法令	地球温暖化対策の推進に関する法律 埼玉県地球温暖化対策推進条例		宣言項目	051142 環境に優しい社会づくり			
1 事業概要			5 事業説明						
<p>県全体のCO2排出量の約5割を占める産業・業務部門に対して目標設定型排出量取引制度を導入している。資金や人材が不足するため、制度への対応に遅れがでている中小企業に省エネ対策を支援・指導することで、制度を安定的に運用し、大規模事業所のCO2排出量の継続的な削減を推進する。</p> <p>業務委託の契約差金による減 (1) 省エネ緊急対策指導対策費 $\Delta 1,360$千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 目標設定型排出量取引制度の対象はエネルギーの使用量を基準としている。そのため、対象事業所(約600)の1/3にあたる約200の中小企業が対象に含まれている。</p> <p>イ 第1計画期間(平成23～26年度)の結果、中小企業の一部が目標を達成できなかった。</p> <p>ウ 削減目標率が厳しくなる第2計画期間は目標を達成できない中小企業が更に増加し、努力義務である制度の安定的な運用に支障を来すおそれがある。</p> <p>エ 中小企業への対策が必要なことは明らかであるが、第2計画期間中であるため制度の見直しはできない。</p> <p>オ そのため、制度を安定的に運用し、継続的なCO2排出削減を進めるため、中小企業に対する支援を実施する。</p> <p>省エネ緊急対策指導対策費 10,000千円 → 8,640千円 県が削減目標の達成が困難な中小企業に対し、専門業者による対象事業所におけるエネルギー使用状況について詳細調査を実施し、効果的な削減対策の検討や経費削減効果の試算を行う。</p> <p>(2) 事業計画 本事業は第2計画期間の平成30年度に限定し、集中的に実施する。</p> <p>(3) 事業効果</p> <p>ア 中小企業の設備導入や運用管理向上によりCO2排出削減が推進される。</p> <p>イ 中小企業の目標設定型排出量取引制度への参加意欲が高まり、排出量取引を含めた削減対策が推進される。</p> <p>ウ 中小企業を支援することで、経済界・産業界の理解が得られ、制度運用への連携が期待できる。</p> <p>(4) 補正予算の概要 業務委託の契約差金による減 $\Delta 1,360$千円</p>						
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)									
3 地方財政措置の状況									
普通交付税(包括算定経費) (区分) 企画費 (細目) 環境保全対策費 (細節) 環境保全対策費 (積算内容) 地域の実情に応じた環境保全対策									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.4人=3,800千円									
予算額			財 源 内 訳					一般財源	補正後の 予算額
決定額	$\Delta 1,360$							$\Delta 1,360$	8,640
現計額	10,000							10,000	